

議案第65号

杉並区プールの衛生管理等に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年9月11日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区プールの衛生管理等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区プールの衛生管理等に関する条例（昭和50年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「について」を「が当該プールの経営を譲渡し、又は許可経営者について」に、「又は」を「若しくは」に、「、相続人」を「、当該プールの経営を譲り受けた者又は相続人」に改める。

第2条 杉並区興行場法施行条例（昭和59年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「により」の次に「、譲渡」を加える。

第3条 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の17の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

第4条 杉並区旅館業法施行条例（平成24年杉並区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区プールの衛生管理等に関する条例（以下「新プール衛生管理等条例」という。）第3条の2の規定は、この条例の施行の日前にプールの経営の譲渡があった場合における当該プールの経営を譲り受けた

者については、適用しない。

- 3 区長は、当分の間、新プール衛生管理等条例第3条の2第1項の規定により許可経営者の地位を承継した者（プールの経営の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならない。

（提案理由）

プールの経営を譲渡する場合の地位の承継について定める等の必要がある。

第3条 略

2 略

3 法第2条の2第2項の規定により、譲渡、相続、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、遅滞なく、規則で定める事項を記載した届書を、区長に提出しなければならない。

4 略

第3条 略

2 略

3 法第2条の2第2項の規定により____、相続、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、遅滞なく、規則で定める事項を記載した届書を、区長に提出しなければならない。

4 略

第4条による改正（杉並区旅館業法施行条例の一部改正）

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|---|--|
| (宿泊を拒むことができる事由) 第6条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略 | (宿泊を拒むことができる事由) 第6条 法第5条第3号____の条例で定める事由は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略 |